

民事判例研究

岩本尚禧

サッカーの試合中に発生した落雷事故について引率者兼監督の教諭に予見義務違反のあることが認められた事例

最高裁判所平成17年（受）第76号平成18年3月13日第二小法廷判決、破棄差戻し

裁判集民事219号703頁、裁時1407号5頁、判時1929号41頁、判タ1208号85頁

【事実】

原告 X₁は、平成8年当時、被告学校法人（以下、「Y₁」とする）が高知県に設置・運営する私立A高校に在籍し、同校のサッカー部に所属していた。

Y₁は、同校サッカー部を課外クラブ活動の一環として、平成8年8月12日から同月15日まで、大阪府高槻市にある屋外運動広場（以下、「本件運動広場」とする）において開催された第10回サッカー競技大会（以下、「本件大会」とする）に参加させた。大阪府教育委員会の認可を受けて設立された被告財団法人高槻市体育協会（以下、「Y₂」とする）は高槻市から本件運動広場の貸与を受け、そしてY₂の加盟団体である権利能力なき社団S連盟に実行委員会を設置させて、本件大会を開催した。本件大会のパンフレットには、主催者として「財団法人Y₂協会S連盟」という名称が記載されていた。S連盟の活動は個々のボランティアによって成立していたのであり、本件大会における審判等も個々の高校の教諭から選任されていた。

本件大会におけるA高校サッカー部の引率者兼監督はB教諭であった。B教諭は、昭和44年からY₁が設置するA高校およびA中学校の体育教師として勤務し、赴任と同時にA高校およびA中学校のサッカー部の監督を務めた。その

後、平成5年頃にA高校の監督をC教諭が引き継いだ。しかし、平成7年頃からC教諭は高知県の選抜チームの監督となり、同チームの都合と本件大会の日程が重なったため、B教諭がC教諭の代わりに監督として本件大会に参加することになった。

平成8年8月12日午後9時頃にA高校サッカー部は、高知港から大阪南港へ向かうフェリーに乗り込んだ。当時の天気は晴であり、船上から星が見える状態であった。しかし、同日午後11時頃、台風12号が沖縄県名護市の西北西約40キロメートル地点を北北西に進行していた。

翌日の午前6時頃にA高校サッカー部は大阪南港へ到着し、同日午前11時頃に本件運動広場に到着した。A高校サッカー部が本件運動広場に到着した時点の天候は曇であった。しかし、A高校の第一試合が開始された午後1時50分頃には雷雲が上空に現れ、小雨が降り始め、時に遠方から雷鳴が聞こえる状態であった。そのため、選手の中には落雷を防止するために、ペンダントを外す者もいた。しかし、 X_1 は外さなかった。

A高校の第一試合は午後2時55分に終了し、その後に他校の試合が開始された。この試合の主審はB教諭であった。この試合の開始直後から、空には暗雲が立ち込め、ラインズマンがラインを確認することが困難になる程の豪雨が降り始めた。この試合中の午後3時15分頃に大阪管区気象台から雷注意報が発令された。しかし、 Y_2 およびS連盟ならびに本件大会の関係者は、雷注意報が発令されたことを知らなかった。

この試合が終了してから、A高校の第二試合の開始時刻（午後4時30分）まで、雨は止み、空も明るくなりつつあった。しかし、本件運動広場の西南の方向に黒く固まった暗雲が立ち込め、雷鳴が聞こえ、さらに雲の間に発生した放電を目撃した者もいた。もっとも、雷鳴の音は小さく、遠くの空で発生した程度として考えられた（以下、この段落の事実認定を「第二試合直前の事実認定」とする）。

A高校の第二試合が午後4時30分に開始された。その約5分後、A高校側ゴールから見て左サイドにボールがあり、そこに両チームの選手も集中したが、しかし X_1 だけは右サイドのスペースを走り始めた。そして、 X_1 が右サイドを駆け上がっているとき、突如としてフィールドが明るくなり、大きな音と稲光とともに、その場に X_1 は倒れた（以下、「本件落雷事故」とする）。汚れた靴下を洗濯していたB教諭および会場担当者として本部テント内にいた他校のD教

論は、X₁の所へ駆け寄り、X₁に声を掛けたが、しかしX₁は返事をせず、脈拍も弱かった。そこで、B教諭はX₁に対して人工呼吸を施し、D教諭は自己の携帯電話で救急車を手配するとともに、X₁に対して心臓マッサージを施した。その後、X₁は救急車で救命救急センターへ搬送され、治療を受けた。しかし、X₁の両目は失明し、両下肢機能は全廃し、両上肢機能には著しい障害が残り、後遺障害等級は1級であった。

ところで、本件落雷事故以前にも全国で落雷死傷事故が発生していたのであり、平成5年に5件（そのうち3人が死亡）、平成6年に11件（そのうち4人が死亡）、平成7年に10件（そのうち6人が死亡）であった。また、本件落雷事故以前から存在していた落雷事故に関する文献には、例えば、「運動場等に居て、雷鳴が聞こえるとき、入道雲がモクモク発達するとき、頭上に厚い雲が広がるときは、直ちに屋内に避難します。雷鳴は遠くかすかでも危険信号ですから、時を移さず、屋内に避難します」、「遠くで雷鳴が聞こえたら、すぐに避難し、雨がやんでもすぐに屋外に出ないことがたいせつです」等という記載があった（以下、上記各記載を「本件各記載」とする）。

落雷被害を受けたX₁は、約1年7ヶ月間に亘り入院していた。退院後、X₁はA高校に復学を求めたが、しかし平成11年に除籍処分となった¹。その後、X₁およびX₂（父）・X₃（母）・X₄（兄）は本訴を提起し、まず、Y₁の履行補助者ないし被用者であるB教諭が落雷事故を予見・防止すべき安全配慮義務に違反したこと等を理由にY₁の債務不履行責任または不法行為責任を主張し、次いでY₂が本件大会の主催者であることを前提としてY₂の履行補助者であるD教諭がB教諭と同様の義務に違反したこと等を理由にY₂の不法行為責任を主張し、損害額（得べかりし利益、治療費、障害者用居宅増築費、慰謝料等）として約3億円の賠償を求めた²。なお、X₁らは、日本体育・学校健康センターから障害見舞金約3,400万円および災害共済給付金約340万円、Y₁によって設立された「X₁君を支援する会」から義援金約1,700万円およびY₁から見舞金を受け取り、同義援金以外に関しては上記損害額を主張する際に控除している。

¹ 「北海道新聞」2006年3月13日付。

² なお、一審および原審では、高槻市およびS連盟会長の責任も争われた。しかし、かかる責任は上告審では争われていない。それゆえ、本評釈は、この両者に関する争点については触れない。

一審および原審は、Xらの請求を全て棄却した。原審は、B教諭の義務違反を否定することによってY₁の責任を否定し、S連盟が本件大会の主催者であることを認めることによってY₂の責任を否定したのであった。

そこで、Xらは、上告受理申立てをした。

【判旨】

本判決は原審の判断を破棄し、本件を原審へ差し戻した。本判決は、まず、Y₁の責任について次のように述べる。「教育活動の一環として行われる学校の課外のクラブ活動においては、生徒は担当教諭の指導監督に従って行動するのであるから、担当教諭は、できる限り生徒の安全にかかわる事故の危険性を具体的に予見し、その予見に基づいて当該事故の発生を未然に防止する措置を執り、クラブ活動中の生徒を保護すべき注意義務を負うものというべきである」。そして、「前記事実関係によれば、落雷による死傷事故は、平成5年から平成7年までに全国で毎年5～11件発生し、毎年3～6人が死亡しており、また、落雷事故を予防するための注意に関しては、平成8年までに、本件各記載等の文献上の記載が多く存在していたというのである。そして、更に前記事実関係によれば、A高校の第2試合の開始直前ころには、本件運動広場の南西方向の上空には黒く固まった暗雲が立ち込め、雷鳴が聞こえ、雲の間で放電が起きるのが目撃されていたというのである。そうすると、上記雷鳴が大きな音ではなかったとしても、同校サッカー部の引率者兼監督であったB教諭としては、上記時点ころまでには落雷事故発生危険が迫っていることを具体的に予見することが可能であったというべきであり、また、予見すべき注意義務を怠ったものというべきである。このことは、たとえ平均的なスポーツ指導者において、落雷事故発生危険性の認識が薄く、雨がやみ、空が明るくなり、雷鳴が遠のくにつれ、落雷事故発生危険性は減弱するとの認識が一般的なものであったとしても左右されるものではない。なぜなら、上記のような認識は、平成8年までに多く存在していた落雷事故を予防するための注意に関する本件各記載等の内容と相いれないものであり、当時の科学的知見に反するものであって、その指導監督に従って行動する生徒を保護すべきクラブ活動の担当教諭の注意義務を免れさせる事情とはなり得ないからである」。

次いで本判決は、Y₂とS連盟との関係について次のように述べる。「前記事実関係によれば、〔1〕Y₂は、大阪府教育委員会の認可を受けて設立されたス

スポーツ振興等を主な目的とする財団法人であるが、その加盟団体であり権利能力なき社団であるS連盟に、本件実行委員会を設置させて、本件大会を開催した、〔2〕高槻市から本件運動広場の貸与を受けていたのは、Y₂であった、〔3〕本件大会のパンフレットには、主催者として『財団法人Y₂協会S連盟』という名称が記載されていたというのであるから、特段の事情のない限り、Y₂は本件大会の主催者であると推認するのが相当である。そして、Y₂の加盟団体であり権利能力なき社団であるS連盟が本件大会の実施を担当していたからといって、上記特段の事情があるということとはできない。

以上のように、本判決は、原審の判断には判決に影響を及ぼす明らかな法令の違反があることを認めて、「A高校の第2試合の開始直前ころまでに、B教諭が落雷事故発生の危険を具体的に予見していたとすれば、どのような措置を執ることができたか、同教諭がその措置を執っていたとすれば、本件落雷事故の発生を回避することができたか、Y₂が本件大会の主催者であると推認するのが相当といえない特段の事情があったかなどについて、更に審理を尽くさせるため」、本件を原審に差し戻した。

【評釈】

1. 本判決の意義

本判決は、課外クラブ活動中の落雷事故に関する初の最高裁判決である。本判決は、落雷という自然現象に起因する事故であっても、これを予見すべき場合があることを認めた事例として意義がある。

2. 課外クラブ活動中の落雷事故

課外クラブ活動³における事故の大半はスポーツ事故である⁴。もともとス

³ 課外クラブ活動は、教育課程内における必修の課内クラブ活動とは異なる。もっとも、平成14年4月に新教育課程が実施されたことによって、中学校・高等学校の教育課程から課内クラブ活動は廃止され、課外クラブ活動に一本化された（この点については有村久春「特別活動に関する諸問題（一）クラブ活動の意義と理解」学苑750号84頁以下を参照）。

⁴ 宮田和信「第4章 学校体育事故の実態と問題点」三浦嘉久（編）『スポーツ事故の総合的研究—事故の判決例をめぐって—』150頁以下（不昧堂書店、1995）等を参照。

スポーツそれ自体に不可避の危険が内在しているから、生じた事故の責任を教員に求めることは酷であり、課外クラブ活動を萎縮させることにもなる。しかし、被害の救済も無視することはできないから、これに対応するために、例えば日本スポーツ振興センター（の前身が日本体育・学校健康センター）の死亡・障害見舞金制度が存在する。ところが、こうした制度に基づいて給付される金額は、当該被害の程度と比して、十分ではないことがある。かくして、課外クラブ活動の事故は訴訟化する。裁判所は、萎縮しないクラブ活動の在り方と被害者救済の狭間に置かれることになり、学校事故の中でも課外クラブ活動の事故は難解な分野を占める、と言われている⁵。

こうした事情に加えて、本件は天災として理解され得る落雷（自然現象）が直接の損害原因であることから、責任の所在を明らかにすることは、さらに困難となる。それゆえ、一審・原審と本判決の判断が分かれたことにも理由がある。そこで以下では、とりわけ原審と本判決が、如何なる考え方に基づいて予見義務違反を否定あるいは肯定したか、について検討する。

3. 落雷事故の注意義務について

(1) 注意義務の内容

かつては過失を意思の緊張の欠如という心理状態として理解する立場が有力であった。しかし、現在では過失を注意義務に違反する行為として理解する立場が有力である。後者の立場によると、過失とは、結果発生の予見可能性ないし予見義務を前提とした結果回避義務に違反した行為のことである⁶。結果を予見できなければ、結果回避義務の遵守はあり得ないので⁷、結果回避義務の前提として予見可能性ないし予見義務が要求される⁸。また、結果の回避可能性がなければ、結果回避義務の履行を求めることはできないのであるから⁹、過失の前提として結果回避可能性も要求される¹⁰。そして、過失における注意

⁵ 鍋山健「学校における部活動中の事故と不法行為責任」山口和男（編）『裁判実務大系 第16巻 不法行為訴訟法（2）』217頁（青林書院、1987）。

⁶ 平井宜雄『損害賠償法の理論』400頁（東京大学出版会、1979）。

⁷ 平井・前掲注6・400頁。

⁸ ただし、潮見佳男『不法行為法』162頁（信山社、2005）も参照。

⁹ 滝沢津代「不法行為における過失・違法性（下）」判タ849号42頁。

¹⁰ ただし、沢井裕『公害の私法的研究』171頁以下（一粒社、1969）も参照。

義務は、当該種類の行為について当該の職業・地位・立場等に属する通常人の能力・技量等を基準として一般的・客観的に決定される¹¹。例えば、当該行為者が医師ならば、一般的な医師の能力・技量等を基準として当該行為者の注意義務が決定され、当該行為者が運転手ならば、一般的な運転手の能力・技量等を基準として当該行為者の注意義務が決定されるのである¹²。

以上の過失論は、一般的な過失の理解（の一部）である。原審も本判決も、基本的に、かかる過失理解を前提にしている。しかし、両者はB教諭の注意義務の判断基準を異にしており、この点が結論を左右したと思われる。

(2) 原審の判断

まず原審は、Y₁（その履行補助者たるB教諭）が在学契約に基づく付随義務としてX₁に対して負うべき安全配慮義務¹³について、「クラブ活動が屋外で行われるスポーツ競技の場合において、その内容等からみて必然的に危険が内在していることから、その指導にあたる教員は、生徒の能力を勘案して発生する可能性のある危険を予見し、これを回避すべき適切な防止措置等をとらなければならぬ」と述べる。次いで原審は、「雷注意報の発令や遠雷は、それ自体は具体的な落雷被害の発生を当然に意味するものではなく、社会通念上も、雷注意報が発令されたり、遠くで雷が聞こえたりしていることから直ちに一切の社会的な活動を中止あるいは中断すべきことが当然に要請されているとまではいえないから」、B教諭の安全配慮義務違反を認定する前提として、本件各記載の如き科学的知見に基づいた結果回避可能性が存在するだけでは足りず、本件落雷事故についてB教諭に「予見可能性のあったことや平均的なスポーツ指導者としての予見義務違反があったことが必要である」と説示する。そして原審は、「雷被害は、雷注意報の発生件数と比較して、相対的に死傷事故の発

¹¹ 四宮和夫『10-ii 不法行為』336頁（青林書院、1990）。

¹² 石本雅男「過失の要件」石本雅男＝四宮和夫『総合判例研究叢書 民法（9）』26頁（有斐閣、1958）。

¹³ 瀬川信久「民法709条（不法行為の一般的成立要件）」広中俊雄＝星野英一（編）『民法典の百年 Ⅲ』580頁以下（有斐閣、1998）は、安全配慮義務の意味として、①不法行為の時効消滅、②過失の立証責任の転換、そして「③直接の侵害原因が第三者・自然現象であり、伝統的な不法行為法によれば責任を負わない者に、その侵害を防止する作為義務を課す点」を挙げる。

生件数が少ないことが認められ、こうした状況からすると、スポーツ指導者の間においても、落雷被害に対する危険性の認識はそれほど強いものではなかったこと、「本件落雷事故当時、本件グラウンドに居合わせたサッカー指導者のほとんどが落雷の危険性を全くあるいはほとんど感じていなかったこと」等を理由として、平均的なスポーツ指導者に対して、「雨がやみ、空が明るくなり、雷鳴が遠のくにつれ、落雷の危険性は減弱するとの認識」を超える知見を求めることはできない、と説示した。

かくして、第二試合直前の事実認定（【事実】を参照）を前提とする限り、平均的なスポーツ指導者が具有すべき一般的な知見しか有さない者にとって、本件落雷事故は予見することができないのであるから、原審は「雷注意報が発令されていたことや雷鳴・黒雲の発生があった等の雷発生の兆候があったとしても、そのことから直ちにB教諭において本件フィールドの選手に落雷することを予見することが可能であったとはいえず、また、そのことを予見すべき義務があったとまではいえないというべきである」と判示したのである。

問題は、B教諭の過失の判断基準が、なぜ平均的なスポーツ指導者であるのか、つまり、B教諭が備えるべき知見は、なぜ平均的なスポーツ指導者として具有すべき一般的な知見で足りるのか、である。この点は、本件のB教諭が約30年に亘り体育教科を担当していた教師であることを考えると、B教諭の過失の判断基準として「平均的なスポーツ指導者」が設定されることは不合理ではない。加えて、このことは、原審が説示した安全配慮義務の内容からも理解することができる。この安全配慮義務の内容によれば、B教諭は基本的に当該スポーツ競技に必然的に内在する危険を予見・回避する義務を遵守すれば足りることになる。このような危険として、例えば、サッカーの競技中にボールが眼に命中したことに起因する負傷¹⁴、あるいは本来的に自然を対象とするスポー

¹⁴ 大分地判昭60・5・13（判タ562号150頁）は、体育授業のサッカー競技中に加害児童の蹴るボールが命中したことによって被害児童の眼が負傷した事案において、担当教師が競技中の危険防止に十分な注意を払い、事故回避に努めるべき注意義務を負っていることを前提にしつつ、体育授業の意義や効用に寄与するサッカー競技は「蹴られたボールが他の児童に当たる事態（これを危険といっても差しつかえないが）を当然予測しながら」なお肯認されていること、本件では当該教師が事前にボールキックの練習を児童に行わせていること、サッカーはボールを蹴り返すことが絶えず反復される競技であり、このことを

ツ（例えば水泳や登山）の競技中に生じる自然災害（後出4.を参照）が考えられる。ところが、落雷は当該スポーツ競技と本来的には無関係であり、しかも偶然的・外在的な事象なのである。それゆえ、落雷事故は通常は当該スポーツ競技に必然的に内在する危険として考えられないから、B教諭に落雷事故の科学的知見を要求することは上記安全配慮義務の範囲を逸脱する義務を課すことになる。したがって、B教諭は主としてスポーツ競技を監督する者であれば有する知見、すなわち平均的なスポーツ指導者として具有すべき一般的な知見を備えておればよい、と原審は考えたのであろう。

このように、原審が説示する安全配慮義務の内容から落雷事故は除外されている、と理解することもできよう。これに加えて、原審が落雷事故の認識可能性の基準として本件各記載よりも「社会通念」を優先させていること、そして原審によって要求された予見の内容（雨がやみ、空が明るくなり、雷鳴が遠のくにつれ、落雷の危険性は減弱するとの認識）がスポーツ指導者ではない一般人であっても具備し得る知見であること（要するに原審の理解に従えば、科学的知見を備える研究者等ではない限り、本件では基本的に予見義務違反は肯定されない）ことから、そもそも原審はB教諭の注意義務違反を認める気がなかった、とも考えられる。

ところで、本件は、単独で活動する課外クラブではなく、試合形式の課外クラブ活動であったから、一方のチームの監督が、試合中に自分のチームの生徒だけを勝手に撤収させることは、通常は考えられない¹⁵。このことから、結果を回避し得た者はY₂（ないしS連盟）だけであった、と考えることもできる。それゆえ、本件においては、B教諭の過失は不問に付しつつも、Y₂（ないし

教師に禁止させるならば、サッカー競技それ自体が成り立たないこと等を理由に、当該教師の過失を否定している。

¹⁵ 伊藤進「土佐高校サッカー落雷事故—最高裁判決—」季刊教育法149号54頁は、「試合参加をボイコットしてでも落雷事故回避措置義務を尽くすべき法的責任があった」という。確かに、ボイコットした後で、実際に落雷が生じれば、事後的に当該ボイコットは正当化されよう。しかし、このことは落雷を予見できることが前提である。ボイコットしたものの、落雷が発生しなければ、一方で法的責任は果たされるかもしれないが、しかし他方で何か別の（社会的な）責任が生じ得る。これを教師が一方的に負わなければならないことを度外視して、教師にボイコットを求めることは、問題があるように思う。

S連盟)に責任を負わせることは考えられ得たはずである¹⁶(債務者ないし使用者の責任を問う前提として、その履行補助者ないし被用者の故意・過失が要求されているから¹⁷、B教諭の過失を否定するなら、Y₁の責任も否定されることになる)。それにもかかわらず、原審は被控訴人全員の責任を否定したのであるから、原審は当初からB教諭以外の者の責任も肯定する気はなかった、とも考えられるのである。

本件では、相手方チームの生徒に落雷していた可能性もあったし、観客に落雷していた可能性もあったし、本件運動広場の近辺を歩行していた者に落雷していた可能性もあった。落雷が自然現象である以上は、こうした偶然性は避けられない。それでもなお、本件においてB教諭の注意義務違反を判断するのであれば、「自ら引率・監督するチームの生徒に『たまたま』落雷した」という偶然性を、過失概念に取り込み、評価する必要がある。しかし、これを安易に行えば、注意義務の範囲を過度に広げることになり、結果責任に陥る危険さえある。それゆえ、偶然性を内包する落雷という自然現象に起因する損害については誰の責任も問わない、という立場が必ずしも不合理であるとは言い切れないであろう¹⁸。

(3) 本判決の判断

これに対して、本判決は、Y₁が負うべき注意義務¹⁹として、次のように述

¹⁶ 一木孝之「落雷による大会参加学生の受傷事故と学校設置者および大会主催者の責任について」日本スポーツ法学会年報13号144頁によると、「大会中の事故という点で、その発生を防止すべき義務は、第一に大会主催者にあったという見方は十分に可能である」という。

¹⁷ 415条の責任について我妻栄『新訂 債権総論』106頁(岩波書店、1974)、奥田昌道『債権総論〔増補版〕』127頁(悠々社、1992)を参照。715条の責任について我妻栄『事務管理・不当利得・不法行為〔復刻版〕』172頁(日本評論社、2005)、平井宜雄『債権各論Ⅱ不法行為』225頁(弘文堂、2002)を参照。

¹⁸ それに対して、原審の判断を否定的に評価する見解として、例えば伊藤・前掲注15・53頁を参照。

¹⁹ 原審とは異なり、本判決は「安全配慮義務」という言葉を用いていない。この点について、高橋眞『安全配慮義務の研究』139頁(成文堂、1992)は、「最高裁が、雇傭関係及びそれと同視しうべき法律関係以外の場面において安全配慮義務の語を用いることには消極的であることを示唆」している、という。こ

べる。「教育活動の一環として行われる学校の課外のクラブ活動においては、生徒は担当教諭の指導監督に従って行動するのであるから、担当教諭は、できる限り生徒の安全にかかわる事故の危険性を具体的に予見し、その予見に基づいて当該事故の発生を未然に防止する措置を執り、クラブ活動中の生徒を保護すべき注意義務を負う」。そして、本判決は、第二試合直前の事実認定（【事実】を参照）から、「A高校の第2試合の開始直前ころには、本件運動広場の南西方向の上空には黒く固まった暗雲が立ち込め、雷鳴が聞こえ、雲の間で放電が起きるのが目撃されていた」という部分だけを再び引用して、「たとえ平均的なスポーツ指導者において、落雷事故発生の危険性の認識が薄く、雨がやみ、空が明るくなり、雷鳴が遠のくにつれ、落雷事故発生の危険性は減弱するとの認識が一般的のものであったとしても」、「その指導監督に従って行動する生徒を保護すべきクラブ活動の担当教諭の注意義務を免れさせる事情とはなり得ない」と判示したのである。

こうした本判決の説示と原審の説示との間には注目すべき差異がある。すなわち、本判決は、原審と異なり、①教諭と生徒の服従関係を重視している点、②事実認定の強調の仕方を微妙に異にしている点である。

まず、①について、本判決は、B教諭の過失の判断基準を、教諭と生徒の服従関係に基づいて、設定している。すなわち、B教諭の過失は、「学校の課外のクラブ活動」であることを条件として、「平均的なスポーツ指導者」ではなく、「その指導監督に従って行動する生徒を保護すべきクラブ活動の担当教諭」という基準によって判断しているのである。この基準によると、担当教諭が負うべき義務は、前記服従関係が存在する間は、「できる限り生徒の安全にかかわる事故の危険性を具体的に予見し、その予見に基づいて当該事故の発生を未然に防止する」ことにまで及ぶ²⁰。原審が設定した基準と異なり、「当該スポーツ競技に必然的に内在する危険」に限定されることはないのである。このような本判決の基準によると、落雷事故も生徒の安全に関わる事故である限り、予

のことから、本判決はB教諭の義務違反を不法行為として捉えている、と理解し得る。この点については、瀬川・前掲注13・582頁を参照。

²⁰ それゆえ、教師への従属性が一段と強い小学校・中学校の児童・生徒に対する注意義務の程度は、高校と同等か、それ以上の水準にあることになろう（小賀野晶一「課外クラブ活動中の落雷事故損害賠償請求事件」判例自治287号46頁）。

見・防止の対象となり、それゆえ、担当教諭が落雷事故を予見・防止する前提として求められる科学的知見を具備していないことは許されない。このことに基づいて、本判決は②について、たとえB教諭が「平均的なスポーツ指導者」の一般的な認識を備え、A高校の第二試合前に「雨がやみ、空が明るくなり、雷鳴が遠の」いたことから、落雷事故を予見できなかったとしても、このことは「その指導監督に従って行動する生徒を保護するクラブ活動の担当教諭の注意義務を免れさせる事情とはなり得ない」と判示したのである。

このように、先の①と②は関連し、②は①を前提としている。すると、次に問題となるのは、本判決がB教諭の過失判断の基準を、「その指導監督に従って行動する生徒を保護すべきクラブ活動の担当教諭」に求めた理由である。その一応の理由は、次のように説明できるであろう。すなわち、担当教諭の指導監督に従って行動するX₁が自らの判断で試合を放棄・離脱することは、通常は考えられない、つまり、担当教諭の指導監督に服することによって自由に行動できない生徒に迫る危険を回避し得る者は担当教諭だけだからである、と。

このような理解によると、B教諭が注意義務違反を免れるためには、少なくとも落雷事故に関する科学的な知見を事前に学習・習得していなければならないことになる。これは予見可能性の範囲を拡大し、科学的知見の学習・習得義務をB教諭に課しているに等しい（要するに、B教諭が落雷事故を予見できなかったという事実は動かし得ないから、義務違反の判定時を過去の時点に遡らせ、予見不可能な事態に至ったこと自体を義務違反として捉えることによって、B教諭の予見義務違反を肯定した、ということ）。しかも、本判決が、結果的に、おそらく本人は一度も通読したことがないであろう諸文献の科学的知見をB教諭に要求していること、また、原審との対比で言えば、「偶然性」に備えた事前の学習が必要になることから考えると、かかる義務の遵守はB教諭にとって極めて難しい。かくして、本判決が上記のような基準を設定した実質的な理由は、具体的危険に関して予見不可能であったという被告側の主張を封じ、そのことによって被害者の救済を図ろうとした点にある、と思われる²¹。

担当教諭の指導監督に従って行動するX₁が自らの判断で試合を放棄・離脱

²¹ この点については、潮見佳男『民事過失の帰責構造』54頁（信山社、1995）から示唆を得た（ただし、この文献は自然災害に関する予見義務・予見可能性について言及しているわけではない）。

することは、通常は考えられないこと、また、本件では弱冠16歳（事故当時）の少年が（ほとんど）回復不可能な重度の障害に苦しみ続けなければならないこと、 X_1 が受け取った見舞金・給付金・義援金等だけでは、その後の X_1 の生活を保障するに全く足りないこと、退院後に復学を求めた X_1 に対して除籍処分が下されたこと等を考えると、 X_1 の救済を優先した本判決の結論には理由がないわけではない。

被害者の救済を優先させるならば、責任主体は、より多いことが望ましく、より大きな組織であることが望ましいはずであるから、B教諭の義務違反を肯定することで Y_1 に責任を負わせ、かつ、S連盟ではなく Y_2 を責任主体として認めることが合目的的である。現に、本判決は、B教諭の予見義務違反を認めるだけでなく、原則として Y_2 を本件大会の主催者として推認²²しているのである。

では、 Y_1 と Y_2 の関係は如何に理解されるべきか。本判決は、原審の膨大な事実認定の中から、「同日午後三時一五分ころには、大阪管区气象台から雷注意報が発令されたが、本件大会の関係者らは、このことを知らなかった」という部分を、わざわざ抜き出して、採り上げている。確かに本判決は、原審と異なり、 Y_2 を本件大会の主催者として考えているように見えるが、しかし、そのことを判示するだけなら、原判決の上記の認定部分を抜き出す必要性はない。それにもかかわらず、あえて、この部分を引用している理由は、本判決が Y_2 の責任に注目していることを示唆しているように思われる。前述したように、

²² 推認とは、「当事者間に争いが無いが、間接証拠によって証明された1個ないし数個の間接事実、経験則、論理則を適用して主要事実（あるいは他の間接事実）の存在を事実上推定することができるかどうかを判断する作業」のことであり、「裁判官の自由心証の枠内で行われる『事実上の推定』と同義である」（村田渉「推認による事実認定例と問題点—民事事実認定論の整理と展開に関する一試論—」判タ1213号44頁）。事実上の推定とは、「裁判官が心証を形成する過程で、経験則を利用してある事実から他の事実の推認を、事実上行うこと」である（新堂幸司『新民事訴訟法〔第二版〕』495頁（弘文堂、2003））。そして、その経験則が高度の蓋然性を持つ場合を、一応の推定と呼び、一応の推定が成り立つ場合、「相手方がその推論を誤りとする、または少なくとも疑わしいとする別の事情を証明しないとそのまま推定事実が認定される」（新堂・前掲・495頁）。このことから、本判決の態度が窺われる。

B教諭（ないし Y_1 ）の過失は不問に付しつつ、 Y_2 の責任だけを問う判断方法も考えられ得たのであるから（前記3. (2)を参照）、本判決が Y_1 よりも Y_2 の責任を重視することにも理由がないわけではない。

4. 自然災害に関する従来²³の学校事故

本判決は、B教諭に対して特に厳しい注意義務を課したと言えるであろうか。この点を確かめるために、自然現象に係る従来²⁴の学校事故について検討しておこう。

(1) 従来²³の事案

ここでは、津市立北中学校女生徒水死事件²³と木曾駒ヶ岳事件²⁴を紹介する。まず、津市立北中学校女生徒水死事件は、^{みぞ}（河口特有の深み）から最短で約20メートルまで近接した場所に水泳場が設けられ、そこで約100人の女子生徒が水泳訓練を行っていたところ、台風等の影響により異常流が発生し、北端標示竿を逸脱した約60名の女子生徒が^{みぞ}に発生した急潮と深みのために身体の自由を失い、36名の女子生徒が溺死した事件である。まず刑事責任が問われ、第一審の津地裁は校長・教頭・他の三教職員（水泳場設置の当面の責任者）に業務上過失致死罪の有罪判決を下したものの、第二審の名古屋高裁は本件²³の水難事故が「急激な水位の上昇と異常流の発達という不可抗力に起因するものであって」、「このような稀有な事態に備えて、万全を期することを求めるのは、難きを強いることになる」という理由で無罪判決を下した。この事件は後に民事責任（被告は津市）も争われ、津地裁は、本件事故の自然的要因が^{みぞ}の深みと^{みぞ}に発生した異常流であることを認めつつも、「本件事故は決して不可抗力な事故ではなく、教職員が前記注意義務（再説すれば事故当日の水泳場設定に

²³ 刑事事件の第一審は津地判昭33・4・10（判時156号11頁）、第二審は名古屋高判昭36・1・24（判時263号7頁）である。民事事件は津地判昭41・4・15（判時446号23頁）である。

²⁴ この事件は、一次訴訟と二次訴訟がある。本評釈では一次訴訟を紹介する。なお、両方の上告審判決は最判平2・3・23（判タ725号57頁）において同時に下されている（本文に引用した判旨は、一次訴訟も二次訴訟も共通している）。一次訴訟の第一審は東京地判59・6・26（判時1131号93頁）、第二審は東京高判昭61・12・17（判時1222号37頁）である。

あたり附近の海底の地形潮流を調査し、安全性を確かめるべき注意義務、生徒を入水させるに当り本件滞ないし異常流につき生徒に警告を与えるべき注意義務…（中略）…）を果たしていれば事前にこれを防止し得た」と判示して、損害賠償請求を認容した。

次に木曾駒ヶ岳事件は、都立高等専門学校の山岳部が学校行事として、引率教師2名を含めた総勢10名で登山合宿を行っていたところ、天候が激変し、しばらく天候は回復しないと考えた引率教師は、悪天候の下で山中の山荘に停滞すべきではないと判断し、下山ルートを事前に偵察した上で、下山を執行し、ラッセル（深雪の際に身体で道を開きながら進むこと）しながら下山していたところ、途中で雪崩に遭遇し、生徒6名と卒業生1名が死亡した事件である。雪崩の発生し易い場所を下山ルートとして選択したこと、雪崩に対する注意を怠ったこと等に関する引率教師の過失の有無が問題となった。第一審は、事前にルートを偵察した引率教師に過失を認めることは躊躇されること、当該ルートが雪崩の起き易い危険地帯であることを予見し得なかつた引率教師には雪崩を防止する措置（下山の中止など）を講じ得なかつたこと等を理由に引率教師の過失を否定した。しかし、第二審は事故の防止策として、「計画に当たっては事前に登山地の積雪の状況、春山の気象、コースの状態などを十分に調査研究し、登山の安全を期すること…（中略）…などを厳守すべきである」と述べて、証拠等によると「降雪直後の新雪の不安定な時期、日中の気温上昇時などに雪崩が発生し易く、また強風による風圧、雪庇の落下、雪斜面の横断ラッセル…（中略）…などの外部的要因によって雪崩が誘発される危険が大きい」ということは明らかであるから、「偵察の結果によって本件ルートが安全なコースであると判断することはできず、引率教師がラッセルの中止あるいはコースの変更といった措置を採ることによって本件事故を未然に防止することができたことを理由に、本件事故は引率教師が「雪崩に対する注意を怠り、生徒に対する安全確保の義務に違反した過失によるものというべきである」と判示した。最高裁判所は、「学校行事も教育活動の一環として行われるものである以上、教師が、その行事により生じるおそれのある危険から生徒を保護すべき義務を負っており、事故の発生を未然に防止すべき一般的な注意義務を負うものであることはいうまでもない」とだけ述べて、原審の判断を認容した。

(2) 従来の事案と本件との差異

上記の2つの事例から、自然現象に起因する事故の責任を確定することが容易ではないこと、そして民事事件においては厳しい注意義務が課される傾向にあることが分かる。

本件も含めた上記の2つの裁判例は、それぞれ事案を異にするのであるから、そこで求められている義務の基準を一概に比較することはできないが、しかし上記の水難事故・山岳事故と本件との間には以下のような差異があることは無視できない。すなわち、上記の水難事故と山岳事故が本来的に自然を対象とするスポーツであることを考えると、担当教諭は当該スポーツに内在する事故の危険性を事前に予測し、この危険を回避するために必要とされる知見を事前に習得することもでき、それゆえに場合によっては当該スポーツの実施場所（危険地）を直接に調査することもできたはずであるから、当該危険を予見・回避できなかった教諭の責任を認めることは一定の理由がある。また、木曾駒ヶ岳事件における最高裁の説示は、本判決の説示と異なり、「その行事により生じるおそれのある危険」という限定を付しているものの、山岳というスポーツそれ自体に危険が内在しているのであるから、かかる限定は山岳部を引率する教員の注意義務を免れさせることにはならない。

ところが、本件はサッカーという単なる球技であるから、そもそも落雷という自然災害との関連性は希薄であり、落雷を予見するために必要とされる知見を事前に予測・習得し、これを回避する行動に出ることは難しく、しかも雷の災害場所（被雷地）を特定することはできないから、危険地を事前に調査することも困難（あるいは無意味）である。このように、本件には、当該スポーツの性質や落雷の特性から、上記諸事例と同水準の義務の遵守を困難にさせる要因があったと考えられる。このことは、本件において、B教諭のみならず、他のチームの監督や各試合の審判も、試合を中断・中止させる行動に出ていなかったことから窺われるであろう。

本件は確かに悲惨な事故であった。しかし、生じた被害の重大性にのみ目を奪われ、利益衡量の名の下に、非現実的な注意義務を擬制したのだとすると、問題がある。確かに本件のB教諭は損害賠償責任の主体ではないから、 X_1 の被害の救済を優先させるべきである、という考え方もあり得る²⁵。しかし、た

²⁵ ただし、A高校が私立学校であることを考えると、やはり問題が残る。国家賠償法1条のような求償の制限がないので、 Y_1 がB教諭に対して求償権を

とえ賠償義務は負わなくても、過失を認定されることは、教師として耐え難く、不当・不満に感じられ、あるいは被害が重大であるだけに、当該教師に対する社会的非難に影響を与えることもあろう。

以上を要するに、本判決は、やはりB教諭にとって厳しい義務を課した内容であった、と思われる²⁶。

5. 差戻審における判断要素

(1) 結果回避可能性

本判決は予見義務違反を肯定したが、しかし、「注意義務を免れさせる事情とはなり得ない」としか述べておらず、必ずしもB教諭の過失を肯定したわけではない²⁷。過失を認めるためには、結果回避可能性を前提とした結果回避義務違反も認められなければならない。

例えば、原審は、「B教諭がD教諭あるいは主審らとの間において競技実施手順を確認し、気象状況の悪化に伴う競技の中断・中止のルールを協議していたとしても、本件落雷事故を阻止し得ることにはならなかった」等と述べて、回避可能性を否定するような説示を加えている。また、B教諭が本件落雷事故の回避行動として試合の中止・中断をY₂（ないしS連盟）に申し出ていたとしても、これをY₂（ないしS連盟）が拒否し、試合の開始を決定していたならば、B教諭には本件落雷事故の回避可能性がなかったとも考えられ得るのである²⁸。

それゆえ、可能性として、Y₂（ないしS連盟）の責任だけが肯定されることも考えられ得る。そして、このことは、本判決の判断と相容れないものではない。既に指摘したように、本判決の説示からは、本判決がY₂の責任に注目

行使し得るからである（この点については、木宮高彦「学校事故の責任を教師はどこまで負うか」季刊教育法45号37頁も参照）。

²⁶ 円谷峻・法律のひろば60巻1号57頁も、「本判決の立場は、ボランティアとしてクラブ活動に従事する者に相当に厳しいものである」という。

²⁷ 奥野久雄「課外クラブ活動中の生徒への落雷事故と担当教諭の注意義務」判時1956号187頁によると、本判決は、「担当教諭の過失を肯定しながら、なお学校の責任を判定するのに事実審理を尽くさせる必要があるとしたもの」である、という。しかし、本文において述べたように、本判決はB教諭の過失を肯定したわけではない。

²⁸ 伊藤・前掲注15・54頁も参照。

していることが窺われるからである（前記3. (3)を参照）。Y₂の責任だけを肯定するなら、B教諭ないしY₁の結果回避可能性とは別に、Y₂の結果回避可能性の有無を検討する必要があることを考えると、この点も差戻審における判断要素の一つとなろう。

(2) 過失相殺

ある新聞報道は、X₁が身に着けていたペンダントに落雷したことを指摘している²⁹。しかし、原審は、X₁がペンダントを外さなかったことだけを認定して、このことと落雷事故との関係については何も言及していない。

原審が当初から誰の責任も問題にする気がなかったのであれば、X₁のペンダントに落雷したことを認定する必要性はない。なぜなら、かかる事実は、せいぜいX₁の過失相殺を基礎づけるだけであり、Xらの請求を棄却する以上、そこまで認定する必要はないからである。それゆえ、原審はX₁のペンダントと落雷の関係について固執しなかったのであろう。

しかし、差戻審において損害賠償責任が肯定される余地が生じた以上、過失相殺を基礎づけ得る事情があれば、これを無視するべきではない。X₁は（B教諭の指示ではなく）自発的にペンダントを身に着けていたこと、X₁は落雷防止のためにペンダントを外す選手がいることを認識しながら、自分はペンダントを外さなかったこと、そしてペンダントそれ自体はサッカー競技に全く必要がない装飾品であることから考えると、X₁も本件落雷事故の招来に寄与したという側面を否定し難い。それゆえ、差戻審において損害賠償責任を肯定するなら、同時に過失相殺も検討される可能性がある。

(3) 不可抗力

落雷事故を不可抗力として理解する余地もある³⁰。例えば、大判昭3・10・

²⁹ 「北海道新聞」1996年8月14日付。高槻署の調べによると、雷はX₁が着けていたペンダント（ネックレス）に落ちたようである。

³⁰ 宗宮信次『不法行為論』67頁（有斐閣、1970）によると、不可抗力の意義に関して、主観説、客観説、折衷説の三説があり、客観説によると、出来事それ自体の性質から判断された避け得ない出来事、例えば地震・洪水・落雷・戦争が不可抗力である。

31 (法律新聞2921号8頁)によると、「凡そ不可抗力なる詞は外部より來る事變にして之に因る損害發生が取引觀念上其の防止に必要と誠めらるべき一切の方法を盡すも尚避くべからざるものを意味し其の事變が豫期し得べきものなる否と又之に因る損害程度が甚大なる否とを問ふべきものに非ず従て不可抗力に因る損害は取引觀念上必要とする最高の手段を盡すも尚防止する能はざるもの」である³¹。この判例によれば、予見可能性の有無を問わず、回避不可能な事變が不可抗力となる。既に述べたように、過失を肯定する前提として結果回避可能性が存在していなければならないから、過失と不可抗力は回避可能性の有無を境にして隣接している、と言えよう³²。回避可能性の有無の審理は差戻審に委ねられているのであるから、本判決はB教諭の予見義務違反を肯定したものの、このことは必ずしも落雷事故が不可抗力でないことを意味するわけではないであろう。差戻審が本件を不可抗力として処理する可能性は依然として残されていることになろう。

ところで、当該事象が不可抗力であるとされても、責任が完全に否定されるのではなく、不可抗力の寄与度を算定し、その割合を減じて損害賠償を認容した事案もある(いわゆる飛驒川バス転落事故³³)。この理解に基づいて本件を判断することができれば、部分的ではあるにせよ、不可抗力が認定されることによってB教諭(ないしY₁)およびY₂の過失非難(および社会的非難)も緩和される可能性がある。しかし、ここでは、この点を指摘するに止める。

6. 本判決の射程

³¹ この理解は、折衷説である(伊沢孝平「不可抗力と民事責任」法學論集9巻5・6合併号699頁)。

³² 安部正直「過失と不可抗力の限界—事実に関する過失と立証—」警察學論集19巻12号123頁によると、故意と過失は隣接し、過失と不可抗力も隣接する、つまり故意と不可抗力の中間に過失が位置している、という(しかし、いわゆる新過失論に従うならば、少なくとも故意と過失の連続性は欠けることになる点に注意されるべきであろう)。

³³ 名古屋地判昭48・3・30(判時700号3頁)。この判決は、事故の40%を不可抗力として理解し、損害額の60%の限度で賠償額を認容した。もっとも、控訴審である名古屋高判昭49・11・20(高民集27巻6号395頁)は、不可抗力を否定した。

民事判例研究

以上の分析から、本判決の射程は、当事者間に服従関係が生じ得るような事案（例えば未成年者を対象として行われる学校のクラブ活動³⁴）に限られ、成人が任意に参加するスポーツクラブにおいて生じた事故には基本的に及ばない、と考えられる。

本判決の評釈として、内外教育5639号、伊藤進・季刊教育法149号50頁、升田純・Lexis判例速報2巻6号49頁、民事法情報237号33頁、一木孝之・日本スポーツ法学会年報13号138頁、田中洋・月刊高校教育39巻14号80頁、円谷峻・法律のひろば60巻1号53頁、小賀野晶一・判例自治287号42頁、奥野久雄・判時1956号185頁、上條醇・判タ1245号68頁、平井一雄・私法判例リマークス35号30頁がある。

³⁴ 課外クラブと課内クラブとの相違は重要ではない。裁判例および学説は法的取扱に関して課外クラブと課内クラブを基本的に区別しないのである（例えば福岡地判昭59・1・17（判時1122号142頁）、兼子仁『教育権の理論』246頁（勁草書房、1987）を参照）。この点については、下村哲夫『学校事故の法律常識』73頁以下（第一法規出版株式会社、1978）も参照。